

令和3年4月26日

在宅勤務の実施について

本機構では、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言の対象地域として東京都が指定されている間、可能な範囲で在宅勤務を推進することといたします。

会員の皆様にはご不便をおかけしないように努めますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。